

# 福祉の手引き

～身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者のために～

令和7年10月現在

藤井寺市健康福祉部福祉総務課

ご不明な点がありましたら、福祉総務課、またはそれぞれの担当窓口までお問い合わせください



# こじんばんごう 個人番号(マイナンバー)制度について

へいせい ねん がつついたち こじんばんごう せいど はじ まどぐち  
平成28年1月1日より、個人番号(マイナンバー)制度が始まりました。窓口におい

いちぶ しんせい さい こじんばんごう きにゅう ひつよう つぎ こじんばんごう  
て一部の申請の際に、個人番号の記入が必要となりますので、次にあげる個人番号が

かくにん しょうい ほんにんかくにん しょうい じさん きょうりよく ねが  
確認できる書類と、本人確認ができる書類をご持参ください。ご協力をお願いいたします。

## こじんばんごう かくにん しょうい つぎ かま 個人番号が確認できる書類(次のうち1つで構いません)

- こじんばんごうつうち こじんばんごう こじんばんごう い じゅうみんひょう  
① 個人番号通知カード ② 個人番号カード ③ 個人番号入りの住民票

## ほんにんかくにん しょうい 本人確認ができる書類

- かくしゅしょうがいしゃてちよう こじんばんごう うんてんめんきょしょう こうてき  
● 各種障害者手帳、個人番号カード、運転免許証、パスポートなど公的  
きかん はっこう かおじゃんつ みぶんしょうめいしょ しんせいじてん ゆうこう  
機関が発行した顔写真付きの身分証明書(ただし、申請時点で有効な  
ものに限り)のうち1つ。

かおじゃんつ しょうめいしょ ばあい ねんきんてちよう なままえ じゅうしょ かくにん  
※ 顔写真付きの証明書がない場合は、年金手帳など、名前と住所が確認  
できる公的機関が発行した証明書(ただし、申請時点で有効なものに  
限り)のうち2つ以上

こじんばんごうつうち ほんにんかくにん しょうい  
※ 個人番号通知カードは本人確認書類にはなりません。

しんせいしゃほんにん まどぐち こ ばあい いにんじょう ひつよう ばあい  
※ 申請者本人が窓口に来られない場合は、委任状が必要となる場合があります。  
ます。

くわ かくしんせいまどぐち と あ  
詳しくは、各申請窓口にお問い合わせください。

# もくじ 目次

## ■ 各種手帳の申請 1

## ■ 手帳に関する各種届出 2

## ■ 手当や年金におけるサービス 4

- |                   |                |                 |                   |
|-------------------|----------------|-----------------|-------------------|
| <b>P4</b> 特別障害者手当 | とくべつしょうがいしゃてあて | じゅうどうしょう        | しゃざいたくせいかつおうえんせいど |
| <b>P5</b> 障害児福祉手当 | しょうがいじふくしてあて   | とくべつじどうふようてあて   |                   |
| <b>P6</b> 児童扶養手当  | じどうふようてあて      | しょうがい き そねんきん   |                   |
|                   | しょうがいこうせいねんきん  | 障害基礎年金          |                   |
| <b>P7</b> 障害手当金   | しょうがいてあてきん     | しょうがいしゃふようきょうさい |                   |
|                   |                | 障害者扶養共済         |                   |

## ■ 税におけるサービス 8

- |               |        |         |              |             |
|---------------|--------|---------|--------------|-------------|
| <b>P8</b> 所得税 | しょとくぜい | じゅうみんぜい | じどうしゃぜい      | けいじどうしゃぜい   |
|               |        | 住民税     | 自動車税         | 軽自動車税       |
| <b>P9</b> 相続税 | そうぞくぜい | ぞうよぜい   | よちよきんとう      | り し ひかぜいせいど |
|               |        | 贈与税     | 預貯金等の利子非課税制度 |             |

## ■ 医療におけるサービス 10

- |                                        |                       |                               |          |
|----------------------------------------|-----------------------|-------------------------------|----------|
| <b>P10</b> 重度障害者医療費助成                  | じゅうどうしょうがいしゃいりょうひじよせい | こうきこうれいしゃ いりょうせいど             |          |
|                                        |                       | 後期高齢者医療制度                     |          |
| <b>P11</b> 自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）      | じりつしえんいりょう            | せいしんつういん                      | こうせいいりょう |
|                                        |                       |                               | いくせいいりょう |
| <b>P12</b> 大阪府特定医療費助成／大阪府小児慢性特定疾病医療費助成 | おおさかふとくていいりょうひじよせい    | おおさかふしょうにまんせいとくていしつぺいりょうひじよせい |          |

## ■ 割引や助成などのサービス 13

- |                           |                |             |           |
|---------------------------|----------------|-------------|-----------|
| <b>P13</b> 有料道路の通行割引      | ゆうりょうどうろ       | つうこうわりびき    |           |
| <b>P14</b> タクシー基本料金助成     | きほんりょうきんじよせい   | ほうそうじゅしんりょう | げんめん      |
|                           |                | NHK放送受信料の減免 |           |
| <b>P15</b> 交通運賃の割引        | こうつううんちん       | わりびき        |           |
| <b>P16</b> 携帯電話基本使用料などの割引 | けいたいでんわきほんしりょう | わりびき        | しみん       |
|                           |                |             | とう        |
|                           |                |             | 市民プール等の割引 |

しょうがいふくし  
**P17 障害福祉サービス**

ほ そうぐきゅうふじぎょう  
**P20 補装具給付事業**

いどうしえんじぎょう  
移動支援事業

ちいきかつどうしえん      じぎょう  
地域活動支援センター事業

しょうがいじつうしよしえんじぎょう  
**P21 障害児通所支援事業**

にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう  
日常生活用具給付事業

につちゅういちじしえんじぎょう  
日中一時支援事業

い し そつうしえんじぎょう  
意思疎通支援事業

た  
**その他のサービス**

## 22

しょうがいじ    しょうがいしゃ      しえんじぎょう      じゅうたくかいぞうじよせい  
**P22 障害児・障害者ふれあい支援事業      住宅改造助成**

ひなんこうどうようしえんしゃしえんせいど      こえ    こうほう    てんじこうほう  
**P23 避難行動要支援者支援制度      声の広報・点字広報**

こえ    としよ    てんじとしよ    たいめんろうどく  
声の図書・点字図書・対面朗読

きんきゅうつうほう      ばん  
**P24 Net119緊急通報システム      メール110番**

じどうしゃ    じ    こ    たいさくきこう      かいごりようしきゅう  
自動車事故対策機構(ナスバ)による介護料支給

ちゅうしゃきんしじよがいしていしゃひようしょう  
**P25 駐車禁止除外指定車標章**

おおさかふしょう      しゃとうようちゅうしゃく    かくりようしょう  
**P26 大阪府障がい者等用駐車区画利用証**



# かくしゅてちょう しんせい 各種手帳の申請

しんせいさき  
申請先  
かい ばん  
1階6番  
ふくし そうむ か  
福祉総務課

しんたいしょうがいしゃてちょう

## 身体障害者手帳の取得

### 対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語機能又はそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害があるかた

### 必要な物

- ☐ 申請書（市役所6番窓口）に備え付け
- ☐ 指定医の診断書
- ☐ 写真（タテ4cm×ヨコ3cm上半身脱帽）
- ☐ 本人確認ができる書類
- ☐ 個人番号が確認できる書類

りょういくてちょう

## 療育手帳の取得

### 対象者

子ども家庭センターまたは自立相談支援センターで知的障害があると判定されたかた

### 必要な物

- ☐ 申請書（市役所6番窓口）に備え付け
- ☐ 本人確認ができる書類
- ☐ 写真（タテ4cm×ヨコ3cm上半身脱帽）
- ☐ 個人番号が確認できる書類

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう

## 精神障害者保健福祉手帳の取得

### 対象者

統合失調症、気分障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、発達障害およびその他の精神疾患が対象です。知的障害のみで精神疾患がないかたについては、対象となりません。知的障害と精神障害を両方有する場合は、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の両方を申請することが可能です。

### 必要な物

- ☐ 申請書（市役所6番窓口）に備え付け
- ☐ 写真（タテ4×ヨコ3cm上半身脱帽）
- ☐ 医師の診断書（初診の日から6ヶ月以上経過した時点のもの）または障害年金証書
- ☐ 個人番号が確認できる書類
- ☐ 本人確認ができる書類

# てちょう かん かくしゅとどけで 手帳に関する各種届出

しんせいさき  
申請先  
かい ばん  
1階6番  
ふくし そうむ か  
福祉総務課

しんたいしょうがいしゃてちょう

## 身体障害者手帳をお持ちの方

| とどけでないよう<br>届出内容                                | ひつよう<br>必要なもの                                           |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| とうきゅうへんこう<br>等級変更<br>しょうがいていど へんこう<br>(障害程度の変更) | <input type="radio"/> しゃしん しゃしん<br>写真 診断書               |
| さいこうふ ふんしつ はそん<br>再交付(紛失・破損)                    | <input type="radio"/> てちょう<br>手帳                        |
| きょじゅうち およ しめい へんこう<br>居住地及び氏名の変更                | <input type="radio"/> こじんばんごう かくにん しゃるい<br>個人番号が確認できる書類 |
| しょうがいめい ついか<br>障害名の追加                           | <input type="radio"/> しゃしん しゃしん<br>写真 診断書               |
| へんかん しぼう<br>返還(死亡など)                            | <input type="radio"/> しゃしん しゃしん<br>写真 診断書               |

りょういくてちょう

## 療育手帳をお持ちの方

| とどけでないよう<br>届出内容                                   | ひつよう<br>必要なもの                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こうしん じ かい はんていねんげつ げつまえ<br>更新(次回判定年月の2か月前から)       | <input type="radio"/> てちょう しゃしん<br>手帳 写真<br><br><input type="radio"/> こじんばんごう かくにん しゃるい<br>個人番号が確認できる書類<br><br><input type="radio"/> ほんにんかくにん しゃるい<br>本人確認ができる書類 |
| さいこうふ ふんしつ はそん<br>再交付(紛失・破損)                       | <input type="radio"/> てちょう しゃしん<br>手帳 写真<br><br><input type="radio"/> ほんにんかくにん しゃるい<br>本人確認ができる書類                                                                |
| きょじゅうち およ しめい へんこう へんかん しぼう<br>居住地及び氏名の変更、返還(死亡など) | <input type="radio"/> てちょう ほんにんかくにん しゃるい<br>手帳 本人確認ができる書類                                                                                                        |

※18歳以上のかたは、更新時に生活状況の聞き取りを30分程度行いますので、事前に  
らいちようにちじ よやく  
来庁日時を予約してください。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう  
 **精神障害者保健福祉手帳**をお持ちの方

| とどけてないよう<br>届出内容                     | ひつよう<br>必要なもの                                                       |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| こうしん ゆうこうきげん げつまえ<br>更新（有効期限の3か月前から） | <div> <div>○写真</div> <div>○診断書または障害年金証書</div> </div>                |
| とうきゅうへんこう<br>等級変更                    |                                                                     |
| さいこうふ ふんしつ はそん<br>再交付（紛失・破損）         | <div> <div>○手帳</div> <div>○個人番号が確認できる書類</div> <div>○写真</div> </div> |
| きょじゅうち およ しめい へんこう<br>居住地及び氏名の変更     | <div> <div>○本人確認ができる書類</div> <div>—</div> </div>                    |
| へんかん しょうじょうかいふく しぼう<br>返還（症状回復・死亡）   |                                                                     |

※精神障害者保健福祉手帳の有効期限は、原則として**2年間**です。

有効期限が切れると、手帳の効力がなくなります。

手帳を必要とされる方は、更新手続きをおこなってください。

# 手当や年金におけるサービス

## とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当

さいじょう  
★20歳以上のかた

しんせいさき  
申請先  
かい ばん  
1階6番  
ふくし そうむ か  
福祉総務課

### 【 受給資格 】

つぎ がいとう  
次のいずれかに該当するかた

- ① 身体障害者手帳の障害等級のおおむね1級または2級程度の異なる障害が重複している方、またはこれらの障害と日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とする精神障害(最重度の知的障害)が重複しているかた。
- ② ①の身体障害又は精神障害と身体障害者手帳の障害級別のおおむね3級程度の障害、または日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である知的障害もしくは精神の障害が重複しているかた
- ③ 両上肢、両下肢または体幹機能の障害で身体障害者手帳の障害等級別のおおむね1級又は2級程度の障害があり、かつ日常生活動作を行うのに著しい困難があるかた。
- ④ 内部機能障害で身体障害者手帳の等級のおおむね1級程度の障害もしくは身体機能の障害または長期に渡る安静を必要とする病状(慢性疾患などの内部疾患のある方も含む)があり、そのため絶対安静の状態であるかた。
- ⑤ 精神の障害で日常生活において常時介護を要する程度以上の障害または最重度の知的障害であって、日常生活での動作及び行動に著しい困難があるかた

※ただし、施設入所されている方、病院などに3ヶ月を超えて入院されている方、一定以上の所得をお持ちの方は対象にはなりません。

## じゅうどしょう しゃざいたくせいかつおうえんせいど 重度障がい者在宅生活応援制度

しんせいさき  
申請先  
かい ばん  
1階6番  
ふくし そうむ か  
福祉総務課

### 【 受給資格 】

じゅうど ちてきしょうがい じゅうど しんたいしょうがい しょうがいしゃ じ かいごしゃ  
重度の知的障害と重度の身体障害をあわせもつ障害者(児)の介護者

- ① 療育手帳(A)と身体障害者手帳1級又は2級をあわせもつ在宅障害児者
- ② 府の相談所で①と同程度と判定された在宅障害児者

※ただし、特別障害者手当の対象者や本人が3ヶ月以上入院している場合、受給できません。

## 障害児福祉手当

★20歳未満のかた

しんせいさき  
申請先  
かいばん  
1階6番  
ふくしそくむか  
福祉総務課

## 【受給資格】

- ① 身体障害者手帳の障害等級のおおむね1級または2級程度の身体の機能障害があるかた。
- ② 身体機能の障害又は長期に渡る安静を必要とする病状があり、その状態が①と同程度以上と認められるかたで、日常生活において常時介護を必要とするかた。
- ③ 最重度の知的障害のあるかたまたは精神の障害があるかたで、日常生活において常時介護を要する程度以上のかた。
- ④ 身体機能の障害もしくは病状、または重度の知的障害もしくは精神の障害が重複するかたでその状態が①・②・③と同程度以上と認められるかた。

## 【対象ではないかた】

- ① 受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上のかた。
- ② 肢体不自由児施設などの施設に入所しているかた。
- ③ 障害を支給事由とする年金給付を受けているかた。

とくべつじどうふようてあて  
特別児童扶養手当

しんせいさき  
申請先  
かいばん  
2階23番  
こども育成課

## 【受給資格】

- ① 重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護しているかた。

## 【対象ではないかた】

- ① 手当を受けようとするかたまたは児童が日本に住所を有さないとき
- ② 児童が児童福祉施設に入所している
- ③ 一定所得を超えるかた
- ④ 公的年金などを受給している児童

## じどうふようてあて 児童扶養手当

しんせいさき  
申請先

かいばん  
2階23番

いくせい か  
こども育成課

### 【 じゆきゆうし か く 受給資格 】

ひとり親家庭で、18歳未満の児童（または20歳未満で政令で定める程度の身体障害児）を監護している方。

※父または母に一定以上の障害のあるとき、支給対象になる場合があります。

※公的年金などを受給している場合は、支給の対象外となります。

※所得制限などの受給要件があります。

## しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金

しんせいさき  
申請先

かいばん  
1階2番

ほけんねんきん か  
保険年金課

### 【 じゆきゆうし か く 受給資格 】

- ① 国民年金に加入している間に生じた病気やけがによって一定の障害を負ったかた。
- ② 被保険者の資格を喪失したあとで、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある病気やけがで一定の障害を負ったかた
- ③ 20歳前に発生した障害を持つかたで、20歳に達した時

## しょうがいこうせいねんきん 障害厚生年金

しんせいさき  
申請先

ねんきんじ おしよ  
年金事務所

### 【 じゆきゆうし か く 受給資格 】

厚生年金に加入している間に、初診日のある病気やけがにより、一定の障害を負ったかた。

## しょうがいてあてきん 障害手当金

しんせいさき  
申請先

ねんきんじむしょ  
年金事務所

### 【 じゆきゆうしかく 受給資格 】

こうせいねんきん かにゆうちゆう しょうしん び びょうき しょうしん び ねんい ない なお しょうがい  
厚生年金に加入中に、初診日のある病気やけがが初診日から5年以内に治り、障害  
こうせいねんきん う じょうたい いてい しょうがい じょうたい  
厚生年金を受けられる状態ではないが一定の障害の状態にあるかた。

## しょうがいしゃふようきょうさい 障害者扶養共済

しんせいさき  
申請先

かいばん  
1階6番

ふくしそくむか  
福祉総務課

### 【 ないよう 内容 】

しょうがいしゃ ほごしゃ いていがく かけきん のう ふ ほごしゃ しぼう しんたい いちじる  
障害者の保護者が一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡または身体に著  
しい障害を有することとなった場合、障害者(児)年金を支給します。

### 【 かにゆうしかく 加入資格 】

① きゆう しんたいしょうがいしゃてちよう しょうじ  
1～3級の身体障害者手帳を所持

② りょういくてちよう しょうじ  
療育手帳を所持

③ せいしん しんたい しょうがい どうていど しょうがい みと  
精神または身体に障害があり、①②と同程度の障害と認められるかた

じょうき ほごしゃ さいみまん とくべつ びょうき しょうがい な おおさかふない じゅうしょ  
上記の保護者で65歳未満のかたで特別な病気や障害が無く、大阪府内に住所がある  
かた

ねんれい かけきん こと  
※年齢により掛金が異なります。

しょうとく おう かけきん いちぶ めんじよ ばあい  
※所得に応じて、掛金の一部が免除される場合があります。

# ぜい 税におけるサービス

## しょとくぜい 所得税

【お問い合わせ先】<sup>と あ さき</sup>富田林税務署 <sup>とんだばやしぜいむしょ</sup> ☎0721-24-3281  
〒584-8501 富田林市若松町西2-1697-1

## じゅうみんぜい 住民税

【お問い合わせ先】<sup>と あ さき</sup>藤井寺市役所 <sup>ふじいでらしやくしょ</sup> 税務課 <sup>ぜいむか</sup> 2階21番窓口 <sup>かい ばんまどぐち</sup> ☎072-939-1060

## じどうしゃぜい 自動車税 ※一定の要件あり

【お問い合わせ先①】<sup>と あ さき</sup>大阪自動車税事務所和泉分室 <sup>おおさかじどうしゃぜいじむしよいずみぶんしつ</sup> ☎0725-41-1327  
〒594-0011 <sup>いずみしうえだいちよう</sup> 和泉市上代町

【お問い合わせ先②】<sup>と あ さき</sup>大阪府南河内府税事務所 <sup>おおさかふみなみかわちふぜいじむしよ</sup> ☎0721-25-1131  
〒584-8531 <sup>とんだばやしことぶきちよう</sup> 富田林市 寿 町 2-6-1

## けいじどうしゃぜい 軽自動車税 ※一定の要件あり

【お問い合わせ先】<sup>と あ さき</sup>藤井寺市役所 <sup>ふじいでらしやくしょ</sup> 税務課 <sup>ぜいむか</sup> 2階21番窓口 <sup>かい ばんまどぐち</sup> ☎072-939-1068

## そうぞくぜい 相続税

### 【概要】

ほうていそうぞくにん しょうがいしゃ そうぞく いぞう ざいさん しゅとく ばあい ぜいがく  
法定相続人である障害者が、相続または遺贈により財産を取得した場合、税額から85  
さい ねん まんえん とくべつしょうがいしゃ まんえん こうじょ れいわ ねん がつ  
歳までの1年につき10万円、特別障害者については20万円を控除（令和7年4月  
げんざい  
現在）

【お問い合わせ先】と あ さき とんだばやしぜいおしよ 富田林税務署 ☎0721-24-3281

## ぞうよぜい 贈与税

### 【概要】

とくべつしょうがいしゃ とくべつしょうがいしゃふようしんたくけいやく もと う しんたくじゅえきけん いってい  
特別障害者が特別障害者扶養信託契約に基づいて受けている信託受益権のうち、一定  
ようけん み ばあい いっていがく ひかぜい  
の要件を満たす場合には、一定額が非課税になります。

【お問い合わせ先】と あ さき とんだばやしぜいおしよ 富田林税務署 ☎0721-24-3281

## よちよきんとう り し ひ か ぜ い せい ど 預貯金等の利子非課税制度

と あ さき とりひききんゆうきかん  
【お問い合わせ先】取引金融機関

# いりょう 医療におけるサービス

## じゅうどしょうがいしゃいりょうひじよせい 重度障害者医療費助成 ※所得制限あり

しんせいさき  
申請先

かい ぼん  
1階2番

ほけんねんきんか  
保険年金課

### 【内容】

じゅうど しょうがいしゃ じ いりょうひ じ こふたんがく いちぶこうひ じよせい  
重度の障害者(児)の医療費の自己負担額を一部公費で助成します。

### 【対象者】

- ・身体障害者手帳1・2級のかた
- ・身体障害者手帳所持者で、かつ療育手帳BIのかた
- ・療育手帳Aのかた
- ・精神障害者保健福祉手帳1級のかた
- ・指定難病(特定疾患)受給者証所持者で、障害年金または特別児童扶養手当1級に該当するかた

## こうきこうれいしゃいりょうせいど 後期高齢者医療制度

しんせいさき  
申請先

かい ぼん  
1階2番

ほけんねんきんか  
保険年金課

### 【内容】

さい さい いってい しょうがい こうきこうれいしゃいりょうせいど いこう  
65歳から74歳のかたで、一定の障害があるかたは、後期高齢者医療制度へ移行する  
ことができます。原則として医療費負担が1割または2割になります。(ただし、現役並み  
に所得がある場合は、3割負担になります。)

### 【対象者】

- さい さい か き じょうけん み  
65歳から74歳のかたで下記のいずれかの条件を満たすかた
- ・国民年金法などにおける障害年金1、2級に該当するかた
  - ・身体障害者手帳1～3級及び4級の一部をお持ちのかた
  - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちのかた
  - ・療育手帳Aをお持ちのかた

## じりっしえんいりょう せいしんつういん 自立支援医療（精神通院）

しんせいさき  
申請先  
かいばん  
1階6番  
ふくしそくむか  
福祉総務課

### 【内容】

していりょうきかん とういん せいしんしつかん ちりょう たい いりょうひ しきゅう う  
指定医療機関での通院による精神疾患の治療に対して、医療費の支給が受けられます。  
せいど てきよう う じ こ ふたんきんがく いりょうひ わり じゆしんしゃ せたい  
制度の適用を受けると、自己負担金額は医療費の1割になります。また、受診者の世帯  
しよとく しつぺい おう げつがく じ こ ふたんじようげんがく さだ いっていしよとく  
の所得や疾病などに応じて、月額自己負担上限額が定められます。ただし、一定所得  
いじよう ばあい しつぺい じようきよう せいど たいしやうがい ばあい  
以上の場合は、疾病の状況により制度の対象外になる場合があります。

### 【対象者】

せいしんしつかん ゆう けいぞく とういんちりょう ひつよう てちよう しよじ と  
精神疾患を有し、継続して通院治療を必要とするかた（手帳の所持は問いません）

## じりっしえんいりょう こうせいりりょう いくせいりりょう 自立支援医療（更生医療・育成医療）

しんせいさき  
申請先  
かいばん  
1階6番  
ふくしそくむか  
福祉総務課

### 【内容】

していりょうきかん しんたいじよう しょうがい じよきよ けいげん しゆじゆつ ちりょう こうか きたい  
指定医療機関で、身体上の障害を除去、軽減する手術などの治療により、効果が期待  
できるものに対して医療費の支給が受けられます。制度の適用を受けると、自己負担  
きんがく いりょうひ わり じゆしんしゃ せたい しよとく しつぺい おう げつがく  
金額は医療費の1割になります。また、受診者の世帯の所得や疾病などに応じて、月額  
じ こ ふたんじようげんがく さだ いっていしよとくいじよう ばあい しつぺい じようきよう  
自己負担上限額が定められます。ただし、一定所得以上の場合は、疾病の状況により  
せいど たいしやうがい ばあい  
制度の対象外になる場合があります。

### 【対象者】

- 18歳以上→身体障害者手帳をお持ちのかた
- 18歳未満→身体障害者手帳と同程度の障害をお持ちのかた（手帳の所持は問いません）

とおさかふ とくていいりょうひじよせい  
大阪府 特定医療費助成

しんせいさき  
申請先  
ふじいでら  
藤井寺  
ほけんじよ  
保健所

【 内容 】

こうせいろどうしょう してい していなんびょう しんだん かた いりょうひ じよせい おこな  
厚生労働省が指定する指定難病と診断された方への医療費の助成を行っています。  
せいど ほけんしんりょう ちりょうひ じ こふたん いちぶ こうひふたん  
ます。この制度は、保険診療による治療費の自己負担の一部を公費負担するものです。  
しっかん にんていきじゅん もう しんせいまえ かなら しゅじい そうだん  
疾患によって、認定基準が設けられていますので、申請前に必ず主治医にご相談ください。

とおさかふ しょうにまんせいとくていしっぺいいりょうひじよせい  
大阪府 小児慢性特定疾病医療費助成

しんせいさき  
申請先  
ふじいでら  
藤井寺  
ほけんじよ  
保健所

【 内容 】

じどうふくしほう もと こうせいろどうしょう さだ しょうにまんせいとくていしっぺい しんだん  
児童福祉法に基づき、厚生労働省が定める小児慢性特定疾病と診断された 18  
さいみまん じどう さいとうたつじてん にんていきじゅん がいとう ひ つづ ちりょう ひつよう みと  
歳未満の児童（18歳到達時点で認定基準に該当し、引き続き治療が必要と認められ  
る 20歳未満の方）への医療費助成を行っています。この制度は、保険診療による  
さいみまん いりょうひ じよせい おこな せいど ほけんしんりょう  
治療費の自己負担の一部を公費負担するものです。疾患によって、認定基準が設けられ  
ちりょうひ じ こふたん いちぶ こうひふたん しっかん にんていきじゅん もう  
ていますので、申請前に必ず主治医にご相談ください。

# わりびき じよせい 割引や助成などのサービス

## ゆうりようどうろ つうこうわりびき 有料道路の通行割引

しんせいさき  
申請先  
かいばん  
1階6番  
ふくしやうむか  
福祉総務課

### 【内容】

ぜんこく ゆうりようどうろ じぎょうしゃ どういつてき じっし ゆうりようどうろ しょうがいしゃわりびきせいで、  
日常生活において有料道路をご利用される障害者のかたに対して、自立と社会活動への  
参加を支援するため、有料道路料金について割引措置を講ずることにより支援するもので  
す。

### 【対象者】

しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゆ  
身体障害者手帳 第1種  
りょういくてちょう  
療育手帳 A

しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゆ  
身体障害者手帳 第2種

ほんにん ほんにんいがい うんてん わりびき  
本人または本人以外の運転による割引

ほんにん うんてん わりびき  
本人の運転による割引

※タクシーや福祉有償運送を含む本人以外が  
運転する場合は割引対象外です。

### 【申請に必要な書類】

| ETC あり                                                                                                     | ETC なし                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ①身体障害者手帳・療育手帳<br>②登録する車の車検証（法人名義は不可）<br>③ETCカード（障害者本人名義のもの）<br>④ETC車載器セットアップ申込書・証明書<br>⑤運転免許証（障害者本人が運転の場合） | ①身体障害者手帳・療育手帳<br>②登録する車の車検証（法人名義は不可）<br>③運転免許証（障害者本人が運転の場合） |

じぜんとうろく じどうしゃ ふくしゆうしやうんそう しんぞく ちじん くるま  
事前登録されていない自動車（レンタカー、福祉有償運送、タクシー、親族や知人の車な  
ど）も割引対象です。ご利用前に注意事項をご確認ください。

【お問い合わせ先】NEXCO西日本お客様センター ☎0120-924-863



# タクシー基本料金助成

申請先  
1階6番  
福祉総務課

## 【内容】

在宅の重度障害者の方に申請月以降月1枚分のタクシー利用券（基本料金分）を交付します。

## 【対象者】

- 身体障害者手帳 1級・2級で下肢体幹・視覚・内部障害の方
- 療育手帳 等級がAの方
- 精神保健福祉手帳 1級の方
- 難病患者 すべての方（通院のみ利用可）

## 【申請に必要なもの】

各種手帳、特定医療費（指定難病）受給者証など  
※有効期間は3月31日です。毎年4月号広報に実施の有無を掲載します。  
ご確認のうえ、4月以降に申請してください

# NHK放送受信料の減免

申請先  
1階6番  
福祉総務課

## 【対象者】

| 全額免除                                | 半額免除                                                                                  |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 各種障害者手帳の交付を受けたかたがいる<br>世帯全員が、市民税非課税 | 世帯主が視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの場合<br>※マイナポータル利用登録済の方は WEB 申請可 |



## 【申請に必要なもの】

各種手帳、印鑑

# こうつううんちん わりびき 交通運賃の割引

※各会社で方法が異なります

## 【 内容 】

かくしゃ してつ かくしゃ こうくうき せんぱく かくこうきょうこうつうき かん  
JR各社、私鉄各社、バス、タクシー、航空機、船舶などの各公共交通機関において  
しょうがいしゃてちょうしょじしゃ たい うんちん わりびき おこな  
障害者手帳所持者に対し、運賃の割引を行っております。

## てつどううんちん わりびき ○鉄道運賃の割引

| の かた<br>乗り方                                  | わりびき たいしょうしゃ<br>割引の対象者                                                                   | わりびき ないよう<br>割引の内容                                                                                                                                                                                | わりびきりつ<br>割引率 |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| しょうがいしゃ て ちょうしょ<br>障害者手帳所<br>持者のみが乗車         | しょうがいしゃ て ちょうしょ じしゃ<br>障害者手帳所持者                                                          | かたみち キロメートル こ ふつう<br>片道100K m を超える普通<br>乗車券                                                                                                                                                       | わり<br>5割      |
| かいごしゃ<br>介護者とともに<br>乗車する場合<br>(介護者は1名ま<br>で) | りょかくてつどうかいしゃうんちんわりびき<br>・旅客鉄道会社運賃割引<br>だい しゅしょうがいしゃしょじしゃ<br>第1種障害者所持者とそ<br>かいごしゃ<br>の介護者 | ふつうじょうしゃけん<br>・普通乗車券<br>かいすうじょうしゃけん<br>・回数乗車券<br>きゅうこうけん とくべつ きゅうこうけん ざ せ き<br>・急行券（特別 急行券、座席<br>していけん のぞ<br>指定券は除く）<br>ていきけん てちょうしょじしゃ さい<br>・定期券（手帳所持者が12歳<br>みまん ばあい かいごしゃぶん<br>未満の場合は、介護者分のみ） |               |
|                                              | さい みまん だい しゅ<br>・12歳未満の第2種<br>しょうがいしゃてちょうしょじしゃ<br>障害者手帳所持者とその<br>かいごしゃ<br>介護者            | ていきけん かいごしゃぶん<br>・定期券（介護者分のみ）                                                                                                                                                                     |               |

## りょうきん わりびき ○タクシー料金の割引

しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう じょうしゃ じ ていじ うんちん わりびき  
身体障害者手帳または療育手帳をタクシー乗車時に提示すれば、運賃が1割引きになり  
ますので、運転手にお尋ねください。ただし、個人タクシーなど、一部のタクシー会社では  
わりびき じっし ちゅうい  
割引を実施していませんので、ご注意ください。

また、せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょうしょじしゃ いちぶ がいしゃ わりびき う  
精神障害者保健福祉手帳所持者は、一部のタクシー会社で割引を受けることがで  
きます。

## がたのりあい わりびき ○デマンド型乗合タクシーの割引

しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょうしょじしゃ かいじょしゃ めい  
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者とその介助者（1名）は  
うんちん はんがく りょうほうほう うんちんとう しょうさい かくにん  
運賃が半額になります。利用方法や運賃等の詳細はHPをご確認ください。



## ○バス運賃の割引

| の 乗方                        | 割引の対象者                                            | 割引の内容                 | 割引率 |
|-----------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------|-----|
| 障害者手帳所持者のみが乗車               | 身体障害者手帳所持者<br>療育手帳所持者                             | 普通乗車券<br>回数乗車券(一部対象外) | 5割  |
|                             |                                                   | 定期券                   | 3割  |
| 介護者とともに乗車する場合<br>(介護者は1名まで) | 旅客鉄道会社運賃割引<br>第1種の身体障害者手帳<br>または療育手帳所持者と<br>その介護者 | 普通乗車券<br>回数乗車券(一部対象外) | 5割  |
|                             |                                                   | 定期券                   | 3割  |
|                             | 12歳未満の身体<br>障害者手帳または療育<br>手帳所持者とその介護者             | 定期券(介護者分のみ)           | 3割  |

※バス会社によっては、回数券が割引の対象外になる場合があります。また、精神障害者  
保健福祉手帳所持者が割引の対象になる場合がありますので、乗車する際に、バス会社  
の係員にお尋ねください。

## 携帯電話基本使用料などの割引

手帳をお持ちの方が、携帯電話販売店で申し込みされると、基本使用料などが割引され  
ます。詳しくは各携帯電話会社の販売店へお問い合わせください。

## 市立市民総合体育館使用料・市民プールの割引

### 【内容】

手帳の提示で体育館の使用料やプールの入場料が割引されます。

※ミライロ ID の提示でも可

【お問い合わせ先】 藤井寺市立市民総合体育館 ☎072-939-1141

## その他

映画館・演芸場・公共施設などの料金が減免される場合があります。詳しくは利用される  
施設等にお問い合わせください。

# しょうがいしゃじりつしえん 障害者自立支援サービス

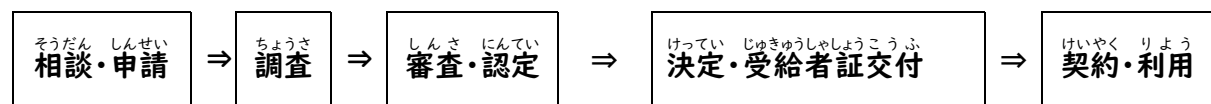
## しょうがいふくし 障害福祉サービス

しょうがいひとなんびょうかんじゃじりつにちじょうせいかつしゃかいせいかついとな  
障害のある人や難病患者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよ  
うに、きょたくしせつしきゆうう  
居宅や施設におけるサービスの支給を受けることができます。

◇費用 サービス利用にかかる利用者負担は、所得に応じて月額上限額が決められて  
います。またサービスの種類によっては、しょくひこうねつすいひじつびぶん  
食費や光熱水費などの実費分が  
必要となります。

◇申請手続 しんたいしょうがいしゃてちょうりょういくてちょうせいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょういししん  
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、医師の診  
断書、こじんばんごうつうちこじんばんごうしょとくしゅうにゅうかくにん  
断書、個人番号通知カードまたは個人番号カード、所得や収入が確認で  
きるものが必ず必要です（個人によって必要なものが異なりますので、個別にご  
そうだん  
相談ください）。

※かいごほけんたいしょうしゃかいごほけんせいど  
介護保険対象者は、介護保険制度でのサービスが優先されます。



## ◇おもなサービスの種類

| かいごきゅうふ<br>介護給付 ※しょうがいしえんくぶん<br>にんていひつよう<br>※障害支援区分の認定を必要とします（障害児を除く） |                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| きょたくかいご<br>居宅介護                                                       | にゅうよくはいせつしょくじかいごきょたくせいかつぜんぱんかいご<br>入浴、排泄、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる介護                                                                                                                                     |
| じゅうどほうもんかいご<br>重度訪問介護                                                 | じゅうどしたいふじゅうちてきしょうがいせいしんしょうがいこう<br>重度の肢体不自由のかた、または、知的障害もしくは精神障害により行<br>どうじょういちじるこんなんたいきょたくにゅうよくはいしょくじ<br>動上著しい困難があるかたに対する居宅での入浴、排せつ、食事の<br>かいごがいしゆつさいいどうちゅうかいごそうごうできかいご<br>介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護 |
| どうこうえんご<br>同行援護                                                       | しかくしょうがいいどういちじるこんなんゆうがいしゆつさいい<br>視覚障害により、移動に著しい困難を有するかたが外出する際に、<br>ひつようじょうほうていきょうえんかついどうえんご<br>必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の援護                                                                              |

| <small>かいごきゅうふ</small><br>介護給付       | <small>しょうがいしえんくぶん にんてい ひつよう</small><br>※障害支援区分の認定を必要とします(障害児を除く)                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <small>こうどうえんご</small><br>行動支援       | <small>ちてきしょうがい せいしんしょうがい こうどうじょういちじる こんなん じょうじ</small><br>知的障害または精神障害によって行動上 著しい困難があるため常時<br><small>かいご ひつよう たいしょう こうどう さい しょう き けんかい ひ</small><br>介護が必要なかたが対象の、行動の際に生じうる危険回避のための<br><small>えんご がいしゅつじ いどう しえん</small><br>支援や、外出時の移動の支援                             |
| <small>たんきにゅうしょ</small><br>短期入所      | <small>かいごしゃ びょうき ばあい りよう たんき にゅうしょ かいご</small><br>介護者が病気の場合などに利用できる、短期の入所による介護                                                                                                                                                                                      |
| <small>りょうようかいご</small><br>療養介護      | <small>いりよう う かいご ていきよう う にちじょうせいかつじょう</small><br>医療を受けながら、介護の提供を受けることができる日常生活上の<br><small>しえん おも にっちゅう びょういん おこな きのう くんれん りょうようじょう かんり</small><br>支援。主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、<br><small>かんご いがくてき かんりか かいご にちじょうせいかつじょう えんじょ</small><br>看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など。 |
| <small>せいかつかいご</small><br>生活介護       | <small>おも にっちゅう しょうがいしゃしえんしせつ おこな にゅうよく はいせつ しょくじ かいご</small><br>主に日中、障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、<br><small>そうさくかつどうおよ せいさんかつどう しえん</small><br>創作活動及び生産活動などの支援                                                                                                       |
| <small>しせつにゅうしよしえん</small><br>施設入所支援 | <small>しせつにゅうしよしや たい おも やかん ていきよう にちじょうせいかつじょう しえん</small><br>施設入所者に対して主に夜間に提供される日常生活上の支援                                                                                                                                                                            |

| <small>くんれんとうきゅうふ</small><br>訓練等給付                      | <small>しょうがいしえんくぶん にんてい ひつよう</small><br>※障害支援区分の認定を必要としません                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <small>じりつくんれん</small><br>自立訓練                          | <small>じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな ひつよう くんれん ゆうき</small><br>自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練。有期のプログラ<br><small>しんたいきのう せいかつのうりよくこうじょう くんれん う</small><br>ムによる身体機能や生活能力向上のための訓練が受けられます。                                                                                                                                                               |
| <small>しゅうろうせんたくしえん</small><br>就労選択支援<br><br>(2025.10～) | <small>しゅうろうさき はた かた よ せんたく ほんにん きぼう しゅうろう</small><br>就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労<br><small>のうりよく てきせいとう せんたく しえん う</small><br>能力や適性等にあった選択の支援を受けられます。                                                                                                                                                                                |
| <small>しゅうろういこうしえん</small><br>就労移行支援                    | <small>いっばんしゅうろう みこ さい みまん かた たい しゅうろう ひつよう ちしき</small><br>一般就労が見込まれる65歳未満の方に対しての、就労に必要な知識・<br><small>のうりよく こうじょう くんれん ゆうき しよくばじっしゅう</small><br>能力の向上をはかるための訓練。有期のプログラムにより、職場実習<br><small>くんれん う</small><br>などの訓練が受けられます。                                                                                                                  |
| <small>しゅうろうけいぞくしえん</small><br>就労継続支援                   | <small>つうじょう じぎょうしゃ こよう こんなん たいしろう けいぞくてき</small><br>通常の事業者に雇用されることが困難なかたを対象とする継続的な<br><small>しゅうろうしえん う</small><br>就労支援が受けられます。                                                                                                                                                                                                           |
| <small>しゅうろうていちゃくしえん</small><br>就労定着支援                  | <small>せいかつかいご じりつくんれん しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん りよう いっばんしゅうろう</small><br>生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を利用して一般就労<br><small>かた しゅうろう ともな せいかつめん かだい たい しゅうろう けいぞく はか</small><br>した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るた<br><small>きぎょう じたく ほうもん ひつよう れんらくちょうせい しどうじげん いってい</small><br>めに企業・自宅などへの訪問など必要な連絡調整や指導助言が一定<br><small>きかん う</small><br>期間受けられます。 |

| <small>くんれんとうきゆうふ</small><br><b>訓練等給付</b>       | <small>げんそく しやうがいし えんくぶん にんてい ひつよう</small><br><b>※原則、障害支援区分の認定を必要としません</b>                                                                                      |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <small>じりつ せいかつ えんじよ</small><br><b>自立生活援助</b>   | <small>しせつ びやういん ちいき ひとりぐ きぼう ちてきしやうがい せいしんしやうがい</small><br><b>施設や病院から地域での一人暮らしを希望する知的障害や精神障害のある方に対して、定期的な居宅訪問や随時の対応などで、必要な助言や関係機関との連絡調整、環境整備に必要な援助が受けられます。</b> |
| <small>きやうどうせい かつ えんじよ</small><br><b>共同生活援助</b> | <small>きやうどうせい かつ いとな じゅうきよ そうだん た にちじやうせい かつ えんじよ おも</small><br><b>共同生活を営む住居における相談、その他日常生活の援助で主に夜間に提供されるものをいいます。※なお、介護サービスを利用する場合は、障害支援区分の認定が必要です。</b>         |

| <small>ちいき そうだん し えん</small><br><b>地域相談支援</b>      | <small>しやうがいし えんくぶん にんてい ひつよう</small><br><b>※障害支援区分の認定を必要としません</b>                                                                               |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <small>ち い き い こう し えん</small><br><b>地域移行支援</b>    | <small>しせつ にゆうしよ せいしんかびやういん にゆういん しやうがいしや たい じゅうきよ</small><br><b>施設に入所または精神科病院に入院している障害者に対して、住居の確保その他地域生活移行のための活動に関する相談などを行います。</b>              |
| <small>ち い き て い ちやく し えん</small><br><b>地域定着支援</b> | <small>しせつ びやういん たいしよ たいいん たんしんせい かつ い こう しやうがいしや たい</small><br><b>施設・病院からの退所・退院、単身生活に移行した障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態などに相談などを行います。</b> |

| <small>けいかく そうだん し えん</small><br><b>計画相談支援</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <small>しやうがいし えんくぶん にんてい ひつよう</small><br><b>※障害支援区分の認定を必要としません</b> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| <small>しやうがい じりつ せいかつ ささ てきせつ りよう しきゆう けつてい まえ</small><br><b>障害のあるかたの自立した生活を支え、適切なサービス利用につなげるため、支給決定前または支給決定の変更前に、ご本人やご家族の希望や状況などを確認しながら、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後または支給決定の変更後に、サービス事業者などとの連絡調整及びサービス担当者会議を行い、サービス等利用計画を作成します。</b><br><br><small>ほんにん けいぞく しやうがいふくし てきせつ りよう ほんにん かぞく</small><br><b>また、ご本人が継続して障害福祉サービスなどを適切に利用できるように、ご本人、ご家族、サービス事業所などとの連絡を継続的にを行い、サービスなどの利用状況を一定期間ごとに検証し、計画の見直し(モニタリング)を行います。</b><br><br><small>けいかく そうだん りよう しやうがいふくし りよう ばあい りよう</small><br><b>※計画相談のみの利用はできません。障害福祉サービスを利用する場合のみご利用いただけます。</b> |                                                                    |

## 補装具給付事業

障害児者や難病患者が、在宅で生活するために必要な補装具を給付します。所得に応じて自己負担があり、また給付できる補装具の種類と金額が決まっています。購入前の申請が必要です。

## 日常生活用具給付事業

障害児者や難病患者が、在宅で生活するために日常的に必要な介護用具を給付します。所得に応じて自己負担があり、また、給付できる用具の種類と金額が決まっています。購入前の申請が必要です。

## 移動支援事業

障害者手帳をお持ちのかたで、独力での移動が困難な方を対象に、外出時にヘルパーを派遣する事業です。所得に応じて、自己負担があり、利用方法や対象者などの要件が決まっています。

## 日中一時支援事業

障害者手帳をお持ちのかたで、日中に介助者がおられない場合、施設において日帰りのショートステイを提供する事業です。所得に応じて、自己負担があり、利用方法や対象者などの要件が決まっています。

## 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、相談支援、入浴、創作的活動、生産活動、社会との交流などの機会を提供しています。

## 意思疎通支援事業

手話通訳や要約筆記（筆談）が必要なかたを対象に、手話通訳者などを派遣します。必要なかたは、1週間前までに申請してください。なお、派遣できる要件などがあります。

## その他の日常生活充実のための事業

車いすの貸し出し・自動車改造助成・紙おむつ等給付事業・福祉理美容助成等については、右の二次元コードを読み取り、市のホームページをご確認ください。

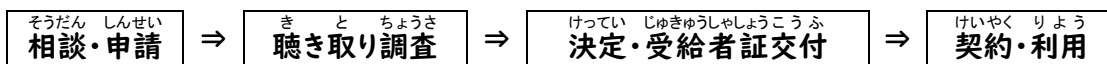
なお、アクセスが難しい場合は、福祉総務課までお問い合わせください。



# しょうがいじつうしよしえんじぎょう 障害児通所支援事業

しょうがい じどう じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな しせつ  
障害のある児童が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設など  
におけるサービスの支給を受けることができます。

- ◇費用 サービス利用にかかる利用者負担は、所得に応じて月額上限額が決められて  
います。またサービスの種類によっては、食費や光熱水費などの実費分が  
必要となります。
- ◇申請手続 しんせいてつづき しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう いし しんだんしよ  
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳・医師の診断書  
など こじんばんごうつうち こじんばんごう しょうとく しゅうにゅう かくにん  
等・個人番号通知カードまたは個人番号カード・所得や収入が確認できる  
ものがひつよう必要です。



## ◇サービスの種類

| しょうがいじつうしよきゅうふ<br>障害児通所給付           |                                                                                                                  |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| じどうはったつしえん<br>児童発達支援                | みしゅうがく しょうがいじ たい にちじょう せいかつ きほんてき どうさ<br>未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の<br>指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な<br>支援を行います。 |
| ほうかごとう<br>放課後等デイサービス                | がくれいき しょうがいじ たい せいかつのうりよく こうじょう ひつよう くんれん<br>学齢期の障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、<br>社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。           |
| きょたくほうもんがたじどうはったつしえん<br>居宅訪問型児童発達支援 | がいしゅつ いちじろ こんなん じゅうど しょうがいじ たい きょたく にちじょうせいかつ<br>外出が著しく困難な重度の障害児に対して、居宅で日常生活にお<br>ける基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。 |
| ほいくしやうほうもんしえん<br>保育所等訪問支援           | しょうがいじ がい じどう しゅうだん せいかつ てきおう せんもんてき<br>障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な<br>支援、その他必要な支援を行います。                          |

| しょうがいじそだんしえん<br>障害児相談支援                                                                                                                    |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| しょうがい じどう しょうがいじつうしよしえん きゅうふけつていまえ きゅうふけつてい へんこうまえ けいかくそだんしえん<br>障害のある児童が障害児通所支援の給付決定前または給付決定の変更前に、計画相談支援<br>(19ページ)と同様に支援を行い、連絡調整などを行います。 |  |
| また、きゅうふけつていご けいかくそだんしえん どうよう しえん おこな<br>また、給付決定後についても、計画相談支援(19ページ)と同様に支援を行います。                                                            |  |

# た その他のサービス

## しょうがいじ しょうがいしゃ し えん じぎょう 障害児・障害者ふれあい支援事業

しんせいさき  
申請先

ふれあい  
しえん  
支援センター

### 【 内容 】

しょうがいじ しょうがいしゃ そうさくかつどう うんどう よ か かつどう しえん  
障害児・障害者のかたに創作活動、運動、レクリエーションなどの余暇活動の支援を  
おこな うとともに、しょうがいじおよ しょうがいしゃなら か ぞく たい りょういくし えん そうだんし えん  
行うとともに、障害児及び障害者並びに家族に対する療育支援、相談支援をおこなって  
います。

### 【対象者】

- ① ほ ん し きょじゅう ほ ん し じゅうみん き ほ ん だいちょう とうろく  
本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されているかた
- ② しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃ ほ けん ふくしてちょう も  
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた（または、そ  
れに じゅん ずるかた）

【お問い合わせ先】ふれあい支援センター ☎072-937-5255

10:00～20:00（毎週木曜日、年末年始除く）

【実施場所】 じっし ばしよ ふじい でらしきたおか し み ん そうごうかい かんべつ かん かい  
藤井寺市北岡1-2-8 市民総合会館別館3階

じゅたくほうじん しゃかいふくしほうじん しゅらの さとふくし かい  
受託法人：社会福祉法人 しゅらの郷福祉会

## じゅうたくかいぞうじょせい 住宅改造助成

しんせいさき  
申請先

かい ばん  
1階6番

ふくし そうむ か  
福祉総務課

### 【 内容 】

しょうがいしゃ じりつ せいかつ かく ほ かんてん じゅうたくかいぞう おこな ば あい まんえん  
障害者のかたが自立した生活を確保する観点から、住宅改造を行う場合に、30万円ま  
での経費の一部を助成する制度

### 【対象者】

- ① し た い ふ じ ゆ う てちょうとうきゅう きゅうおよ きゅう か し たいかん きゅう ふく  
肢体不自由での手帳等級が1級及び2級のかた（下肢・体幹は3級を含む）
- ② しりよくしょうがい きゅう な い ぶしょうがい きゅうおよ きゅう ようけん  
視力障害1級、内部障害1級及び2級のかた（要件あり）
- ③ さいじゅうどち て きしょうがいしゃ  
最重度知的障害者のかた
- ④ せいけいちゅうしんしゃ ぜんねんぶんしよとくぜいがく ごうけい えん い か  
生計中心者の前年分所得税額の合計が70,000円以下であること

※ こうじ ないよう じょせいたいしょうがい ば あい ちゃっこうまえ しんせい ひつよう  
工事内容によっては助成対象外となる場合があります。着工前に申請が必要です。

## 避難行動要支援者支援制度

しんせいさき  
申請先  
かいばん  
1階6番  
ふくし そうむ か  
福祉総務課

### 【内容】

さいがいじ じりき ひなん こんなん おも ざいたくせいかつ じょうほう ほんにん どうい え  
災害時に自力での避難が困難と思われる、在宅生活のかたの情報を、本人の同意を得  
て、ちくじちかい しょうぼう ていきょう  
地区自治会、消防に提供します。

### 【対象者】

ようかいごど しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう  
要介護度3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級  
のいずれかにあてはまるかた

※ かくじつ ひなんしえん やくそく  
※ 確実な避難支援を約束するものではありません。

### 【その他のお問い合わせ先】

き き かんりしつ かい ばんまどぐち  
危機管理室(4階48番窓口) ☎072-939-1190

きょうどうじんけん か かい ばんまどぐち  
協働人権課(1階4番窓口) ☎072-939-1331

こうれいかいご か かい ばんまどぐち  
高齢介護課(1階3番窓口) ☎072-939-1169

## 声の広報・点字広報

しんせいさき  
申請先  
かいばん  
5階54番  
ひしょか  
秘書課

### 【内容】

こうほう おんやく こえ こうほう きぼうしゃ ゆうそう  
「広報ふじいでら」を音訳した「声の広報」は、希望者に郵送しています。  
てんやく てんじこうほう しないうきようしせつ せっち  
点訳した「点字広報」は、市内公共施設に設置しています。

## 声の図書・点字図書・対面朗読

しんせいさき  
申請先  
としょかん  
図書館

### 【内容】

ろくおんとしよ ゆうそうかしだし てんじとしよ かしだし きぼう ほん ろうどく じぜん ようよやく  
録音図書の郵送貸出・点字図書の貸出、ご希望の本を朗読(事前に要予約)しています。

と あ さき ふじいでらしりつとしょかん  
【お問い合わせ先】藤井寺市立図書館 ☎072-938-2197  
〒583-0007 ふじいでらしはやし  
藤井寺市 林1-2-2

# Net119緊急通報システム

きんきゅうつうほう

## 【内容】

音声による119番通報が困難な聴覚・

言語機能障害者が、通報用Webサイトを利用し、

円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

【お問い合わせ先】柏羽藤消防署消防課

☎072-958-9902 072-958-0119

下記アドレスに空メールを送信することで  
登録することができます。

entry\_osakaminami@entry01.web119.info

申し込み先  
柏羽藤  
消防署



# メール110番

ばん

## 【内容】

事件や事故、緊急事態発生時

において、聴覚や言語に障害

のある方がメールを利用して

緊急通報することができます。

【お問い合わせ先】

大阪府警110番通報メールアドレス

m110@police.pref.osaka.jp

↓メール110番↓

※メール110番を利用する際は、送信時に用件及び発信者の住所（現在の居場所）、  
氏名を明記して送信してください。



iPhone 用新アプリ  
(ios13以降)



iPhone 用旧アプリ  
(ios12以前)



Android 用新アプリ  
(Android8.0以降)



Android 用旧アプリ  
(Android7.1.2以前)



フューチャーフォン用アプリ

## 自動車事故対策機構(ナスバ)による介護料支給

### 【内容】

自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障害があり、日常生活動作について、「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)から介護料が支給されます。

※介護保険法の規定による介護給付等介護料に相当する給付を受けている方、当機構が定める特定の施設に入院・入所されている方は支給できません。また、主たる生計維持者の所得による支給停止があります。

【お問い合わせ先】独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

☎06-6942-2804

# 駐車禁止除外指定車標章

しんせいさき  
申請先  
はびきの  
羽曳野  
はいさつしよ  
警察署

## 【 内容 】

たいしやうしゃほんにん たい ちゅうしゃきよか かか ばしよ かぎ ちゅうしゃきんし じょがい せいど  
対象者本人に対し、駐車許可に係る場所に限り駐車禁止が除外される制度

## 【対象者】

| しょうがい くぶん<br>障 害 の 区 分                                  |                                               |  |                 | しょうがい きゅうべつ<br>障 害 の 級 別             |  |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--|-----------------|--------------------------------------|--|
| 身<br>体<br>障<br>害<br>者<br>手<br>帳                         | しかくしょうがい<br>視覚障害                              |  |                 | きゅう<br>1～4級の1                        |  |
|                                                         | ちやうかくしょうがい<br>聴覚障害                            |  |                 | きゅう<br>2～3級                          |  |
|                                                         | へいこうきのうしょうがい<br>平衡機能障害                        |  |                 | きゅう<br>3級                            |  |
|                                                         | じやうしふじゆう<br>上肢不自由                             |  |                 | きゅう<br>1～2級の2                        |  |
|                                                         | かしふじゆう<br>下肢不自由                               |  |                 | きゅう<br>1～4級                          |  |
|                                                         | たいかんふじゆう<br>体幹不自由                             |  |                 | きゅう<br>1～3級                          |  |
|                                                         | にゆうようじきいぜん ひしんこうせい のうびようへん<br>乳幼児期以前の非進行性の脳病変 |  | じやうしきのう<br>上肢機能 | きゅう きゅう いちじょうし のぞ<br>1級・2級（一上肢のみを除く） |  |
|                                                         | うんどうきのうしょうがい<br>による運動機能障害                     |  | いどうきのう<br>移動機能  | きゅう<br>1～4級                          |  |
|                                                         | しんぞうきのうしょうがい<br>心臓機能障害                        |  |                 | きゅうおよ きゅう<br>1級及び3級                  |  |
|                                                         | ぞうきのうしょうがい<br>じん臓機能障害                         |  |                 | きゅうおよ きゅう<br>1級及び3級                  |  |
|                                                         | こきゆうききのうしょうがい<br>呼吸器機能障害                      |  |                 | きゅうおよ きゅう<br>1級及び3級                  |  |
|                                                         | また ちやくちやう きのうしょうがい<br>ぼうこう又は直腸の機能障害           |  |                 | きゅうおよ きゅう<br>1級及び3級                  |  |
|                                                         | しょうちやうきのうしょうがい<br>小腸機能障害                      |  |                 | きゅうおよ きゅう<br>1級及び3級                  |  |
| めんえきふぜん めんえききのうしょうがい<br>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害             |                                               |  | きゅう<br>1～3級     |                                      |  |
| かんぞうきのうしょうがい<br>肝臓機能障害                                  |                                               |  | きゅう<br>1～3級     |                                      |  |
| りやう いく て ちやう<br>療 育 手 帳                                 |                                               |  |                 | じゅうど<br>重度 (A)                       |  |
| せい しん しょうがい しゃ ほ けん ふく し て ちやう<br>精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 |                                               |  |                 | きゅう<br>1級                            |  |
| しき そ せい かん び しょう かん じゃ<br>色 素 性 乾 皮 症 患 者               |                                               |  |                 | とうきゅうして い<br>等級指定なし                  |  |
| せん しょう びやう しゃ<br>戦 傷 病 者                                |                                               |  |                 |                                      |  |

【お問い合わせ先】羽曳野警察署 ☎072-952-1234

※ 申請には必ず本人も同行してください。

※ 申請に必要な書類など詳細は上記までお問い合わせください。

【 <sup>ないよう</sup>内容 】

移動に配慮を要する障害者について、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の  
駐車区画などを利用することができる利用証を大阪府が発行する制度

たいしょうしゃ  
【対象者】

| 区分     |                     |                                               | 交付要件                                                              | 必要書類                 | 有効期間 |              |              |
|--------|---------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------|------|--------------|--------------|
| 身体障害者  | 視覚障害                |                                               | 4級以上                                                              | 身体障害者手帳              | 5年間  |              |              |
|        | 聴覚障害                |                                               | 3級以上                                                              |                      |      |              |              |
|        | 平衡機能障害              |                                               | 5級以上                                                              |                      |      |              |              |
|        | 肢体不自由               | 上肢                                            |                                                                   |                      |      | 2級以上         |              |
|        |                     | 下肢                                            |                                                                   |                      |      | 6級以上         |              |
|        |                     | 体幹                                            |                                                                   |                      |      | 5級以上         |              |
|        |                     | 乳幼児期以前の非進行性の<br>脳病変による運動機能障害                  |                                                                   |                      |      | 上肢機能<br>移動機能 | 2級以上<br>6級以上 |
|        |                     | 心臓機能障害                                        |                                                                   |                      |      | 4級以上         |              |
|        | じん臓機能障害             |                                               | 4級以上                                                              |                      |      |              |              |
|        | 呼吸器機能障害             |                                               | 4級以上                                                              |                      |      |              |              |
|        | ぼうこう又は直腸機能障害        |                                               | 4級以上                                                              |                      |      |              |              |
|        | 小腸機能障害              |                                               | 4級以上                                                              |                      |      |              |              |
|        | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 |                                               | 4級以上                                                              |                      |      |              |              |
| 肝臓機能障害 |                     | 4級以上                                          |                                                                   |                      |      |              |              |
| 知的障害   |                     | 療育手帳の障害の程度欄が「A」の者                             | 療育手帳                                                              | 5年間                  |      |              |              |
| 精神障害者  |                     | 精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「Ⅰ級」であること                    | 精神障害者保健福祉手帳                                                       | 5年間                  |      |              |              |
| 難病患者   |                     | 障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者<br>(特定医療費(指定難病)受給者等) | 下記のいずれかの書類<br>・特定医療費(指定難病)受給者証等<br>・医師の診断書等疾病名を確認できる<br>もの及び身分証明書 | 5年間                  |      |              |              |
| 高齢者    |                     | 要介護状態区分が「要介護Ⅰ～5」の者                            | 介護保険被保険者証                                                         | 5年間                  |      |              |              |
| 妊産婦    |                     | 妊娠7箇月～産後3箇月                                   | 母子健康手帳及び身分証明書                                                     | 妊娠7箇月～産後3箇月          |      |              |              |
| けが人    |                     | けが等により一時的に移動の配慮が必要な者                          | 医師の診断書・意見書等及び身分証明書                                                | 車いす、杖等の使用期間(1年以内)    |      |              |              |
| その他    |                     | 上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者       | 医師の診断書・意見書等及び身分証明書                                                | 必要と認める期間<br>(原則1年以内) |      |              |              |

【お問い合わせ先】大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 権利擁護グループ

☎ 06-6944-2362

かくしゅそうだんさき  
各種相談先

| ない よう<br>内 容                                                                                                                                                                                                                                                                             | おい あわ さき<br>お 問 合 せ 先                                                                                                                              | でん わ ばんごう<br>電話番号など                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| しんたいしょうがい ち てきしょうがい せい<br><b>身体障害、知的障害、精</b><br>しんしょうがい しょうがい じ なんびょう<br><b>神障害、障害児、難病に</b><br>しょうだん おう しょうがい<br><b>についての相談に応じ、障害</b><br>ふく し じょうほう<br><b>福祉サービスなどの情報</b><br>ていきょう おこな<br><b>提供を行うなど、さまざまな</b><br>せいかつ しょうだん おう<br><b>生活の相談に応じます。</b><br>しょうだんしえんじぎょう<br><b>(相談支援事業)</b> | しょうだんしえん<br><b>相談支援センター ぴんぽん</b><br>げつ きんようび しゅくじつ のぞ<br><b>月～金曜日(祝日を除く)</b><br><b>10:00～17:00</b>                                                 | <b>072-952-7002</b><br><b>FAX:072-959-4135</b>                        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                          | しょうがいしゃちいきせいかつしえん<br><b>障害者地域生活支援センター</b><br><b>わっと</b><br>げつ きんようび しゅくじつ のぞ<br><b>月～金曜日(祝日を除く)</b><br><b>10:00～17:00</b>                          | <b>072-930-0733</b><br><b>FAX:072-930-0733</b>                        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ちいきしえん<br><b>地域支援センター ばんびーの</b><br>げつ きんようび しゅくじつ のぞ<br><b>月～金曜日(祝日を除く)</b><br><b>9:00～17:00</b>                                                   | <b>072-950-1530</b><br><b>FAX:072-950-1531</b>                        |
| しょうがい じ はったつ しょうがい<br><b>障害児や発達障害児につ</b><br>しょうだん おう<br><b>いての相談に応じます。</b><br>りょういくとうしえんじぎょう<br><b>(療育等支援事業)</b>                                                                                                                                                                         | ちいきしえん<br><b>地域支援センター ばんびーの</b><br>げつ きんようび しゅくじつ のぞ<br><b>月～金曜日(祝日を除く)</b><br><b>9:00～17:00</b>                                                   | <b>072-950-1530</b><br><b>FAX:072-950-1531</b>                        |
| しょうがい とうじしゃ<br><b>障害の当事者またはその</b><br>かぞく しょうがい<br><b>家族のかたが、障害につい</b><br>しょうだん おう<br><b>ての相談に応じます。</b><br>しょうがいしゃしょうだんいん<br><b>(障害者相談員)</b>                                                                                                                                              | おかもと しょうじ ちょうかくしょうがい<br><b>岡本 昇治 (聴覚障害)</b>                                                                                                        | <b>FAX:072-938-7059</b>                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                          | にしお ちょこ ちてきしょうがい<br><b>西尾 千代子 (知的障害)</b>                                                                                                           | <b>072-938-1789</b>                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                          | やすい ようこ ちてきしょうがい<br><b>安井 陽子 (知的障害)</b>                                                                                                            | <b>072-955-9263</b>                                                   |
| しょうがい しゅうろう<br><b>障害のあるかたの就労に</b><br>かん しょうだん おう<br><b>関する相談に応じます。</b>                                                                                                                                                                                                                   | みなみかわちきたしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん<br><b>南河内北障害者就業・生活支援</b><br><b>センター (支援センター はる)</b><br>げつ きんようび しゅくじつ のぞ<br><b>月～金曜日(祝日を除く)</b><br><b>9:00～17:30</b> | <b>072-957-7021</b><br><b>072-957-1607</b><br><b>FAX:072-957-1604</b> |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ふじいでら<br><b>ハローワーク藤井寺</b><br>げつ きんようび しゅくじつ のぞ<br><b>月～金曜日(祝日を除く)</b><br><b>8:30～17:15</b>                                                         | <b>072-955-2570</b>                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ふじいでらししゅうこうろうどうかしゅうろうしえんしつ<br><b>藤井寺市商工労働課就労支援室</b>                                                                                                | <b>072-939-1337</b>                                                   |

# 関係機関リスト

| めいしょう<br>名 称                                                                                      | でんわばんごう<br>電 話 番 号 | F A X                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------------------------------|
| ふじいでらしやかいふくしきょうかい<br>藤井寺市社会福祉協議会（福社会館内）                                                           | 072-938-8220       | 072-938-8221                       |
| ふじいでらほけんしょ<br>藤井寺保健所                                                                              | 072-955-4181       | 072-939-6479                       |
| おおさかふしょう しゃじりつそうだんしえん<br>大阪府障がい者自立相談支援センター                                                        |                    | 06-6692-3981<br>or<br>06-6692-5340 |
| ちいきしえんか<br>地域支援課                                                                                  | 06-6692-5261       |                                    |
| しんたいしょう しゃしえんか<br>身体障がい者支援課                                                                       | 06-6692-5262       |                                    |
| ちてきしょう しゃしえんか<br>知的障がい者支援課                                                                        | 06-6692-5263       |                                    |
| とんだばやしこ かにい<br>富田林子ども家庭センター<br>みなみかわちふみん ない<br>(南河内府民センタービル内)                                     | 0721-25-1131       | 0721-25-1173                       |
| ふじいでら<br>ハローワーク藤井寺                                                                                | 072-955-2570       | 072-955-3770                       |
| おおさかしやうがいしやしよくぎょう<br>大阪障害者職業センター                                                                  | 06-6261-7005       | 06-6261-7066                       |
| みなみかわちふぜいじむしょ<br>南河内府税事務所<br>みなみかわちふみん ない<br>(南河内府民センタービル内)                                       | 0721-25-1131       | 0721-25-1194                       |
| てんのうじねんきんじむしょ<br>天王寺年金事務所                                                                         | 06-6772-7531       | 06-6772-3338                       |
| おおさかじどうしやぜいじむしよいずみぶんしつ<br>大阪自動車税事務所和泉分室                                                           | 0725-41-1327       | 0725-43-4541                       |
| とんだばやしぜいむしよ<br>富田林税務署                                                                             | 0721-24-3281       | 0721-24-3120                       |
| おおさかしやうがいしやじりつしえんきょうかい<br>大阪障害者自立支援協会                                                             | 06-6775-9115       | 06-6775-9116                       |
| しみんそうごうたいいくかん<br>市民総合体育館                                                                          | 072-939-1141       | 072-939-9996                       |
| としよかん<br>図書館                                                                                      | 072-938-2197       | 072-938-1274                       |
| ふじいでらし じんざい<br>藤井寺市シルバー人材センター                                                                     | 072-954-6005       | 072-954-7077                       |
| しょうがいがくしゅう<br>生涯学習センター<br>(アイセルシュラホール)                                                            | 072-952-7800       | 072-952-7806                       |
| おおさかふしょう しゃ きょうかい<br>大阪府障がい者スポーツ協会<br>おおさか ふりつしょう しゃこうりゅうそくしん<br>大阪府立障がい者交流促進センター<br>(ファインプラザ大阪内) | 072-296-6311       | 072-296-6313                       |
| おおさかふ<br>大阪府ITステーション<br>ゆうひがおかこうとうしよくぎょうぎゅつせんもんこうない<br>(夕陽丘高等職業技術専門校内)                            | 06-6776-1222       | 06-6776-1281                       |

ふくし てびき れいわ ねんどばん  
福祉の手引き(令和7年度版)

しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ なんびょうかんじゃ  
身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者のために

れいわ ねん がつはっこう  
令和7年10月発行

はっこう ふじいでらしけんこうふくしふくしそうむか  
発行：藤井寺市健康福祉部福祉総務課

じゅうしょ おおさかふふじいでらしおか  
住所：〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1-1-1

でんわ  
電話：072-939-1106

FAX:072-939-0399

